

# 令和8年度 自立支援型サービス実施体制構築支援等業務委託仕様書

## 1 契約件名 令和8年度 自立支援型サービス実施体制構築支援等業務委託

## 2 目的

平成29年度に導入した介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）において、現在、サービス・活動事業の対象者を原則要支援認定者としているが、要介護のリスクが高まる後期高齢者が増加する中、介護予防・重度化防止の取組みの強化を図るため、心身機能が低下している高齢者に早期にアプローチし、継続的な支援を行う仕組みを構築する必要がある。

第10期介護保険事業計画（令和9～11年度）中の構築に向けて、国のガイドラインのとおり、基本チェックリストによる事業対象者の振分けや専門職による運動器機能向上等を図る短期集中型のサービス・活動事業（以下「サービス・活動C」という。）の導入、それらに必要な地域包括支援センター等における介護予防ケアマネジメントの実施など新たな仕組みについて、庁内関係部署や関係機関、市内の介護事業者等と協議しながら、検討等を行うもの。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 履行場所

福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市福祉局介護保険課、地域包括ケア推進課 他

## 5 委託業務内容

受注者においては、下記業務を行うにあたり、専門的知識を有する者をアドバイザーとして配置し、助言等を得ながら進めるとともに、必要に応じて発注者からの相談等にも対応できる体制を整えるものとする。なお、専門的知識を有する者とは、総合事業における地方公共団体への支援等についての活動期間が概ね3年以上ある者とする。

また、適宜、他の地方公共団体の取組事例等の収集・分析等を行い、有用な情報を提供するものとする。

### (1) 研修の実施

#### ○目的

本市職員等を対象とした規範的統合（総合事業の理念や目的を共有し、共通の価値観に基づいて役割を果たすこと）のための研修や地域包括支援センターの職員等を対象とした自立支援型介護予防ケアマネジメントに関する研修を実施することで、実施体制の構築に向けた連携促進やスキルアップ等を図るもの

#### ○内容

##### ①規範的統合研修

介護保険の理念、自立支援・重度化防止や介護予防の必要性などを踏まえた総合事業の充実に向けた取組みの重要性についての理解促進を図るものに加え、庁内関係部署間の共通認識や連携促進の醸成に資するもの

②自立支援型介護予防ケアマネジメント研修

実践的な自立支援に資する介護予防ケアマネジメントを実施するための知識等の理解促進を図るもの

○方法

集合形式又はハイブリッド形式（集合及びオンライン）

※会場は市が確保する。

○実施回数

①②を合わせて5回以上（1回あたり4時間以内、100人程度）を想定

（2）新たな仕組みを検討する協議体の立上げ・運営

○目的

新たな仕組みの実施体制の構築に向け、諸課題等を検討するために、外部関係者と市関係者等で構成する協議体（「以下「検討委員会」という。」）を立上げ、議論を深めながら進めるもの

○内容

検討委員会の運営にあたり以下の①から⑥の業務を行う。

- ① 検討委員会の構成や人選等についての提案
- ② 検討委員会の検討内容や進め方等を記載した業務計画書の作成
- ③ 検討委員会構成員との連絡調整、会場確保等（会場使用料等支払いを含む。）  
※会場は、履行場所近辺かつ20人程度収容可能な会場を想定
- ④ 検討委員会の議事進行および意見のとりまとめ
- ⑤ 検討委員会における論点の整理、資料作成、議事録作成
- ⑥ その他検討委員会の運営にあたって必要と認められる業務等

○検討委員会の開催時期

5月頃から概ね月1回程度の開催を想定

（3）現状把握及び課題の抽出・分析、新たな仕組みの検討

○目的

新たな仕組みの構築に向けた検討に必要な本市の基礎データ（全市・区単位等の高齢者人口・認定率等）、関係部署や地域包括支援センター等における現状や課題等を調査分析の上で、新たな仕組みを検討・立案するもの

○内容

- ① 本市の基礎データの整理、区役所等の関係部署の業務状況及び新たな仕組みの実施体制の構築に向けた課題等の整理
- ② 地域包括支援センター等の業務の調査分析等（15か所以上を想定）
- ③ その他必要な調査分析等
- ④ 上記①から③の調査分析結果等の作成・報告

- ⑤ 上記を踏まえた新たな仕組みの検討・立案  
 ※調査項目等の詳細については、市と協議の上、決定する。

(4) 新たな仕組みの試行、改善案の提案等

○目的

新たな仕組みについて、試行を実施し、結果をもとにより効果的な仕組みを検討するもの

○内容

- ① 基本チェックリストを活用した対象者の選定、介護予防ケアマネジメント、サービス・活動C、終了後のつなぎ等の一連の流れの試行を実施する。  
 (試行の規模)：2区2か所程度でサービス・活動Cを実施  
 1か所あたり10人程度を想定
- ② 試行の結果をもとに、課題の洗い出し、効果測定・評価を実施し、改善案を提案する。  
 ※試行の実施にあたっては、市と協議しながら行うこと。

(5) 新たな仕組みの本格実施に向けたスケジュール作成等

○目的

検討委員会における検討状況等を鑑みながら、新たな仕組みの構築を効果的に進めることができるよう、構築スケジュールの作成等を行うもの

○内容

- 第10期介護保険事業計画における本格実施に向けたスケジュールを作成し、進捗管理を行うとともに、検討委員会における議論や試行実施の評価等を踏まえ、適宜市と協議しながら見直しを行う。
- ① 新たな仕組みの構築スケジュール(ロードマップ)の作成  
 構築スケジュールを作成するとともに、進捗に合わせて適宜市と協議の上、見直すものとする。
  - ② 令和9年度の実施体制構築業務(スケジュール含む)の整理

(6) 業務実施報告(令和8年度の成果物)

- ・検討委員会に係る議事録【(2) ⑤】
- ・調査分析に係る報告書【(3) ④】
- ・試行実施及びその評価に係る報告書【(4) ②】
- ・本格実施に向けたロードマップ【(5) ①】
- ・令和9年度の実施体制構築業務に係る作成資料【(5) ②】

6 本格実施に向けたスケジュール(想定)

年度	委託業務内容
令和8年度	・研修の実施

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の把握・課題の抽出・分析</li> <li>・検討委員会による課題の検討</li> <li>・試行実施及びその評価</li> <li>・本格実施に向けたスケジュール作成</li> <li>・8年度業務のとりまとめ</li> </ul>
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の実施</li> <li>・検討委員会による試行実施を踏まえた課題の検討</li> <li>・試行実施（試行規模の拡大）</li> <li>・ケアマネジメントマニュアルの改訂・説明会等</li> <li>・9年度業務のとりまとめ</li> </ul>
令和10年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の実施</li> <li>・検討委員会による試行実施を踏まえた課題の検討</li> <li>・試行実施（試行規模の拡大）</li> <li>・10年度業務のとりまとめ</li> </ul>
令和11年度 （市内全域で の本格実施）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の実施</li> <li>・本格実施に係るフォローアップ</li> <li>・新たな仕組みの普及</li> <li>・11年度業務のとりまとめ</li> </ul>

※上記スケジュールは想定であるため、市と協議の上、変更する場合がある。

## 7 軽微な業務の再委託について

コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務の再委託に当たっては、契約書に規定する「発注者の承諾」は要しないものとする。ただし、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を再委託の相手方とすることはできない。なお、上記例示業務以外の業務については、市の承諾を要しない軽微な業務に該当するか否かを事前に市に確認するものとする。

また、市が必要と認める場合には、再委託の相手方の名称その他市が必要と認める事項について報告するものとする。